

電子処方箋の仕組み

《21分》

※本文中に記載のない限り、2025年1月1日時点の情報に基づいて作成しています。

なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

※スライドのイラストはイメージであり、法律・制度の内容を厳密に反映したものではありません。

<研修テーマの背景>

2023年1月に電子処方箋の運用がスタートし、2年が経過しました。この間、追加機能の運用も開始され、現在もさらなる機能拡充に向けて検討が行われています。また、国は普及に向けた取り組みも行っており、今後、公立・公的病院での導入が進む予定です。

研修目的

電子処方箋の導入や運用の状況等について質問してみる



そのために…

- ・電子処方箋の仕組みを理解する
- ・電子処方箋の最新情報を把握する



今後、電子処方箋の導入が進む見込みですが、対応状況はいかがでしょうか？

2023年1月に電子処方箋の運用がスタートし、2年が経過しました。この間、追加機能の運用も開始され、現在もさらなる機能拡充に向けて検討が行われています。また、国は普及に向けた取り組みも行っており、今後、公立・公的病院での導入が進む予定です。

今回の研修は、電子処方箋の導入や運用の状況等について担当施設の先生方に質問してみることが目的とします。

そのために、電子処方箋の仕組みを理解するとともに、最新情報を把握しておきましょう。

1.概要

- 電子処方箋の対象
- 電子処方箋の基本的事項
- 電子処方箋のポイント
- 電子処方箋の発行・応需の流れ
- 電子処方箋管理サービスの機能
 - ① データ登録
 - ② データ活用 ～重複投薬・併用禁忌チェック～
～服用薬情報の閲覧～
- 導入のメリット
- その他の機能～調剤済み処方箋保存サービス～



2.実態

- 医療機関・薬局の導入状況
- 公立・公的病院の導入予定
- 薬局の運用割合が高い地域
- 薬局における調剤結果の登録状況・メリット・課題

3.その他

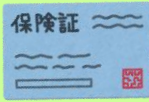
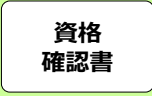
- 診療報酬
- 今後の予定等



はじめに、「電子処方箋」の概要を紹介します。

【1.概要】電子処方箋の対象

全ての医療機関・薬局の院外処方箋が対象

対象処方箋	対象施設	対象患者
保険適用の院外処方箋 (リフィル処方箋含む)  リフィル処方箋も OK! 	全ての医療機関・薬局 (導入は任意) 	下記いずれの利用患者でも可 ・マイナ保険証 ・従来の健康保険証 ・資格確認書   

株式会社メディカル・リード

4

まず、電子処方箋の対象となる処方箋・施設・患者についてです。

◆対象処方箋

保険適用の院外処方箋が対象で、リフィル処方箋も含まれます。

◆対象施設

全ての医療機関と薬局ですが、導入は任意となっています（電子処方箋の基盤となるオンライン資格確認等システムの導入は原則義務）。

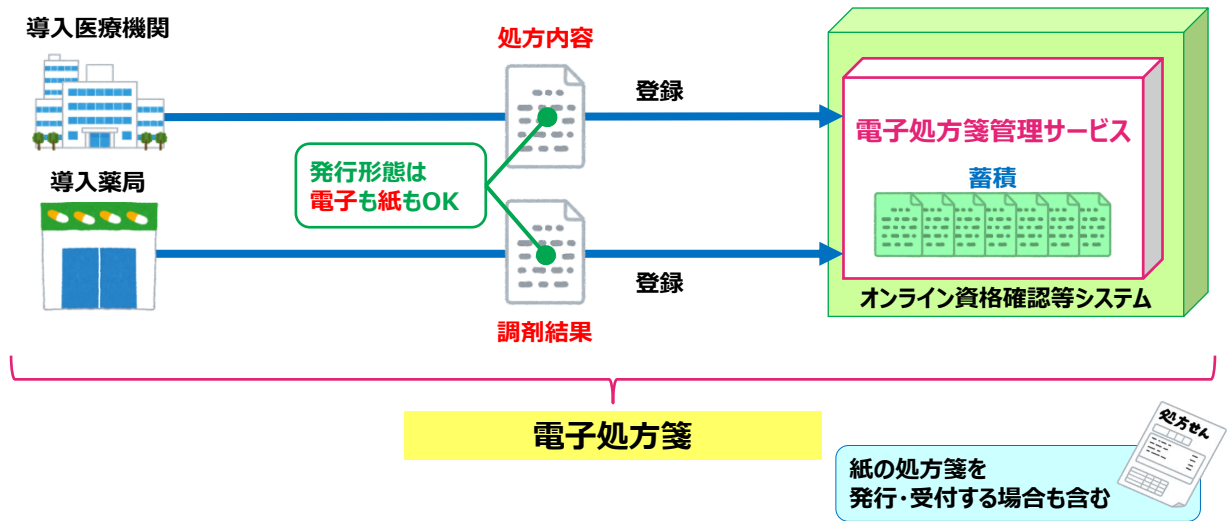
◆対象患者

マイナンバーカードの健康保険証（以下、マイナ保険証）、従来の健康保険証※（以下、健康保険証）、資格確認書のいずれを利用した患者も対象です。

※2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行は行われていませんが、2025年12月1日まで有効な健康保険証もあります。

【1.概要】電子処方箋の基本的事項

「電子処方箋管理サービス」に処方・調剤情報を登録・蓄積する仕組み



株式会社メディカル・リード

5

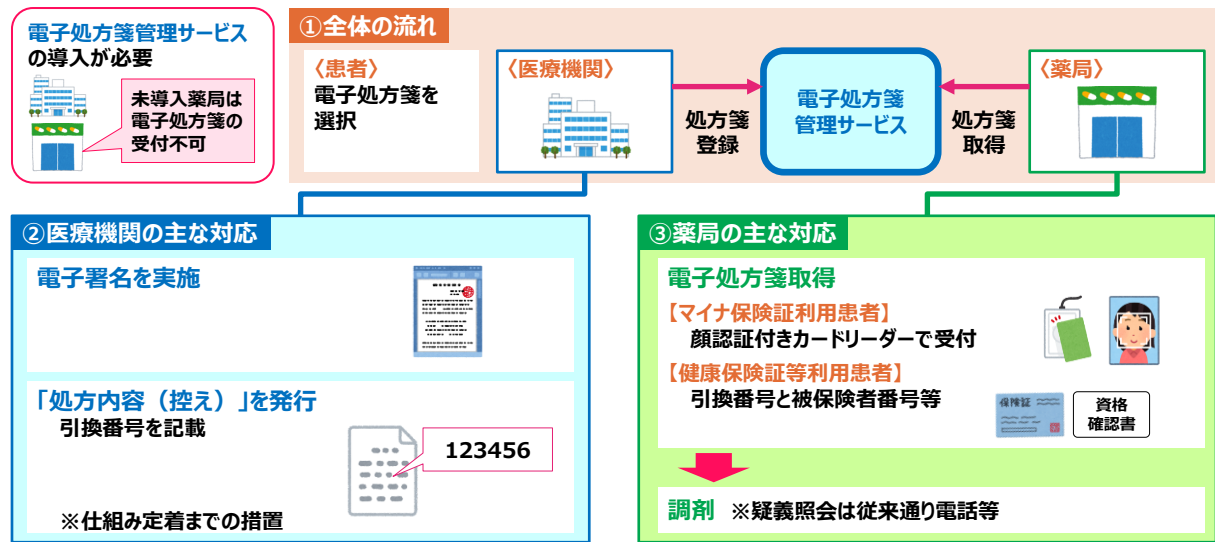
電子処方箋の仕組みについて、押さえておくべき基本事項を紹介します。

“電子”処方箋とありますが、その仕組みは、電子や紙といった保険証の発行形態にかかわらず、医療機関は処方内容を、薬局は調剤結果をオンライン資格確認等システムを基盤とした「電子処方箋管理サービス」に登録することが基本となっています。

つまり、医療機関と薬局が「電子処方箋管理サービス」というシステムを導入し、これに処方・調剤情報を登録・蓄積する仕組みを「電子処方箋」と呼んでおり、紙の処方箋を発行・受付する場合も含まれています。

【1.概要】電子処方箋の発行・応需の流れ

「電子処方箋管理サービス」を通じて処方箋を発行・応需



株式会社メディカル・リード

7

1つ目のポイントである、処方箋の電子化について紹介します。

文字通り、処方箋の発行形態に「電子」が追加され、医療機関から薬局への処方箋の受け渡しに新たな方法が導入されました。

医療機関と薬局が電子処方箋を取り扱うためには、前述の「電子処方箋管理サービス」を導入している必要があり、薬局においては、同サービスを導入していなければ電子処方箋を受け付けることができません。

電子処方箋の発行・応需の基本的な流れは下記ようになります。

① 全体の流れ

患者が電子処方箋を選択した場合、医療機関は電子処方箋管理サービスに処方箋を登録し、薬局は同サービスから処方箋を取得して調剤を行います。

② 医療機関の主な対応

電子処方箋を登録する際は、電子署名を行う必要があります。患者に対しては、原則、引換番号が記載された「処方内容（控え）」を紙で発行します。なお、この控えの発行は、仕組みが定着するまでの過渡的な措置とされています（廃止時期は未定）。

③ 薬局の主な対応

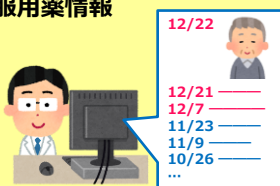
マイナ保険証利用患者と健康保険証・資格確認書（以下、健康保険証等）利用患者で、対応が異なります。

マイナ保険証を利用する患者の場合は、オンライン資格確認等システムの顔認証付きカードリーダーで受付を行えば、電子処方箋を取得できます。健康保険証等の場合は、引換番号と被保険者番号等から処方箋を取得して調剤を行います。なお、疑義照会は従来通り、電話等で実施する必要があります。

マイナ保険証利用の患者が同意した場合、全ての服用薬情報を閲覧可能

閲覧情報

過去の服用薬情報



オンライン資格確認等システム

過去1カ月程度の情報が確認不可

電子処方箋管理サービス

直近の情報も確認可

【表示】

服用中の全薬剤名・処方元医療機関等

すぐに確認可

チェック



重複投薬/
併用禁忌

閲覧対象

下記のいずれも満たす場合のみ
全服用薬情報を閲覧可能

- ・マイナ保険証を利用
- ・顔認証付きカードリーダーで
情報提供に同意



健康保険証等／マイナ保険証で同意なしの患者

チェック



重複投薬/
併用禁忌を確認

口頭等で同意確認
→OK

口頭等で同意確認
→NG

【閲覧可能な情報】

処方予定薬剤と重複・併用禁忌
の要因となった服用薬情報

処方予定薬剤に重複・併用
禁忌の疑いがあることのみ

「電子処方箋管理サービス」で活用できる機能の2つ目は、服用薬情報の閲覧です。

◆ 閲覧情報

過去の服用薬情報については、オンライン資格確認等システムでも閲覧可能ですが、レセプト情報を基とするオンライン資格確認等システムでは過去1カ月程度の情報が確認できないのに対し、「電子処方箋管理サービス」では直近の情報も確認できます。服用中の全ての薬剤名や処方元医療機関等が表示されるため、チェック機能により処方・調剤予定の薬剤が服用中の薬剤と重複又は併用禁忌だった場合には、すぐに該当薬剤を確認できます。

◆ 閲覧対象

医療機関と薬局が全ての服用薬情報を閲覧できるのは、患者がマイナ保険証を利用し、かつ、受付窓口において顔認証付きカードリーダーで情報提供に同意した場合に限られます。ただし、重複投薬・併用禁忌チェック機能により、重複投薬又は併用禁忌が確認された場合には、健康保険証等の利用患者や顔認証付きカードリーダーで同意しなかったマイナ保険証利用患者でも、口頭等で同意を得ることで処方予定の薬剤と重複又は併用禁忌の要因となった服用薬情報に限り閲覧できます。一方、口頭等で同意が得られない場合は、処方・調剤予定の薬剤に重複・併用禁忌の疑いがあることは表示されますが、具体的な薬剤名等の確認はできません。

1.概要

- 電子処方箋の対象
- 電子処方箋の基本的事項
- 電子処方箋のポイント
- 電子処方箋の発行・応需の流れ
- 電子処方箋管理サービスの機能
 - ①データ登録
 - ②データ活用 ～重複投薬・併用禁忌チェック～
～服用薬情報の閲覧～
- 導入のメリット
- その他の機能～調剤済み処方箋保存サービス～

2.実態

- 医療機関・薬局の導入状況
- 公立・公的病院の導入予定
- 薬局の運用割合が高い地域
- 薬局における調剤結果の登録状況・メリット・課題



3.その他

- 診療報酬
- 今後の予定等



次に、電子処方箋管理サービスの導入実態等を紹介します。

【2.実態】医療機関・薬局の導入状況

導入率は目標に対し低調だが、服用薬データの蓄積は進んでいる

施設別の電子処方箋の導入率 (2024年11月24日時点)

国の目標：2025年3月末までに全医療機関・薬局に導入

全体

19.6%



病院

3.0%



診療所

7.6%

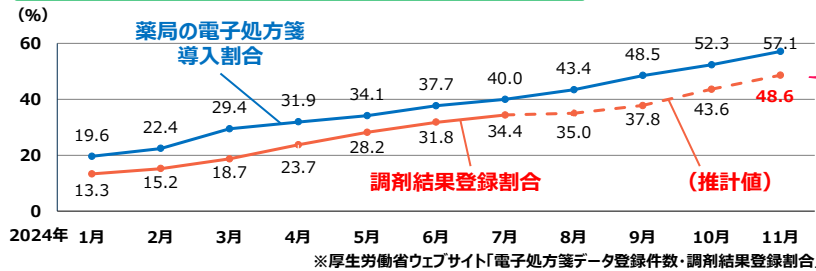


薬局

57.1%



電子処方箋管理サービスへの調剤データ登録割合 (2024年11月末時点)



服用薬データは順調に蓄積

デジタル庁ウェブサイト
「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」<https://www.digital.go.jp/resources/gov/dashboard/electronic-prescription>

株式会社メディカル・リート

15

医療機関と薬局の電子処方箋管理サービスの導入状況です。

国は2025年3月末までに概ね全ての医療機関・薬局への導入を目指していますが、目標達成は難しい状況で、2024年11月24日時点の導入率は全体では約20%、施設別では病院3%、診療所（医科）約8%、薬局約57%にとどまっています。

ただ、電子処方箋管理サービスへのデータ登録は紙の処方箋も対象であるため、医療機関が未導入であっても薬局で導入が進めば、患者の服用薬データは蓄積されます。厚生労働省によると、2024年11月末時点の全処方箋に占める調剤結果登録割合は5割弱（推計値）となっており、毎月順調に増加しています。

なお、デジタル庁のウェブサイトでは、電子処方箋の導入状況に関するダッシュボードが掲載されており、施設別だけでなく、都道府県別の導入率も定期的に更新されています。

【2.実態】薬局の運用割合が高い地域

病院の電子処方箋管理サービス導入等がきっかけで薬局での導入が進む

薬局の電子処方箋運用割合が高い地域 (2024年10月6日時点)

	薬局（施設数）＊	医療機関（施設数）＊
石川県白山市	98% (48/49)	14% (13/91)
石川県能美市	94% (17/18)	17% (6/35)
千葉県旭市	90% (27/30)	8% (5/63)
石川県野々市市	88% (36/41)	0% (0/75)
島根県雲南市	85% (11/13)	8% (3/35)
宮城県宮城郡利府町	80% (12/15)	3% (1/32)
奈良県大和郡山市	80% (32/40)	4% (4/97)
香川県東かがわ市	79% (15/19)	0% (0/31)
熊本県菊池市	79% (15/19)	0% (0/47)
京都府京丹後市	76% (13/17)	2% (1/46)
山形県酒田市	75% (43/57)	12% (14/115)
岡山県瀬戸内市	75% (9/12)	3% (1/40)
愛媛県東温市	71% (15/21)	7% (3/41)

＊分母はオンライン資格確認等システム導入済み施設数



※厚生労働省ウェブサイト「地域における薬局の電子処方箋の導入が進む地域」

スライドで紹介した地域では、2024年10月6日時点で薬局の電子処方箋運用割合が70%を超えています。

導入が進んだきっかけについて、運用割合80%の奈良県大和郡山市では、地域医療機構推進機構（JCHO）の動向を挙げています。地区薬剤師会が、JCHOが電子処方箋管理サービスを導入する予定であることを知り、JCHO大和郡山病院の予定を定期的に確認するとともに、地域の薬局に導入を呼び掛けたそうです。

また、香川県東かがわ市も、調査時点では電子処方箋の運用医療機関は1施設もありませんが、近隣の病院が導入する可能性があるとの情報を受け、複数店舗を運営する薬局が導入を進めたことがきっかけとなったようです。

1.概要

- 電子処方箋の対象
- 電子処方箋の基本的事項
- 電子処方箋のポイント
- 電子処方箋の発行・応需の流れ
- 電子処方箋管理サービスの機能
 - ①データ登録
 - ②データ活用 ～重複投薬・併用禁忌チェック～
～服用薬情報の閲覧～
- 導入のメリット
- その他の機能～調剤済み処方箋保存サービス～

2.実態

- 医療機関・薬局の導入状況
- 公立・公的病院の導入予定
- 薬局の運用割合が高い地域
- 薬局における調剤結果の登録状況・メリット・課題

3.その他

- 診療報酬
- 今後の予定等



最後に、診療報酬上の評価や今後の予定等について紹介します。

【3.その他】診療報酬

社内研修用資料
【社外秘】

電子処方箋等の導入を要件に、マイナ保険証利用率に応じた報酬を設定

医療機関

医療DX推進体制整備加算 (初診料の加算) (月1回)	1	11点
	2	10点
	3	8点

薬局

医療DX推進体制整備加算 (調剤基本料の加算) (月1回)	1	7点
	2	6点
	3	4点

主な算定要件

①全区分共通

右記の全てを導入

※経過措置

- ② 2025年3月31日まで
- ③ 2025年9月30日まで

① オンライン資格確認等システム

② 電子処方箋管理サービス※

③ 電子カルテ情報共有サービス※

オンライン資格確認等システム

による診療情報等を、右記で
閲覧・活用できる体制を整備

【医療機関】

診察室・手術室等

【薬局】

調剤・服薬指導等の際

情報の取得や活用等に関する事項を院内・局内掲示

②「1」「2」のみ

マイナポータルの医療情報等
に基づく患者からの健康管理
に関する相談に応じる体制を
整備



③マイナ保険証利用率

【2025年1月1日以降】

「1」: 30%以上

「2」: 20%以上

「3」: 10%以上



株式会社メディカル・リート

20

診療報酬では、医療DXの推進を目的とした点数が医療機関、薬局のいずれに対しても設定されており、算定要件に電子処方箋管理サービスの導入が盛り込まれています。

具体的には、「医療DX推進体制整備加算」が医療機関では「初診料」、薬局では調剤の基本点数である「調剤基本料」に加算できます。なお、電子処方箋管理サービス導入の要件は、2025年3月31日まで経過措置が設けられています。

◆主な算定要件

①全区分共通

- ・オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスの全てを導入

※電子処方箋管理サービスは2025年3月31日まで、電子カルテ情報共有サービスは2025年9月30日まで経過措置あり

- ・オンライン資格確認等システムによる診療情報等を、医療機関では診察室・手術室等、薬局では調剤・服薬指導等を行う際に閲覧・活用できる体制を整備
- ・情報の取得や活用等に関する事項を院内・局内掲示

②「1」「2」のみ

- ・マイナポータルの医療情報等に基づく患者からの健康管理に関する相談に応じる体制を整備

③マイナ保険証利用率 (2025年1月1日以降)

「1」30%以上／「2」20%以上／「3」10%以上

①「電子処方箋」は紙も含めて処方・調剤データを活用する仕組み

②重複投薬等のチェックや直近の薬剤情報の閲覧が可能

③公立・公的病院では導入が進む見込み

株式会社メディカル・リード

22

①「電子処方箋」は紙も含めて処方・調剤データを活用する仕組み

「電子処方箋」は、処方箋の電子化よりも処方・調剤データをオンライン資格確認等システムを基盤とした「電子処方箋管理サービス」に登録し、活用することに主眼を置いた仕組みです。患者がマイナ保険証、健康保険証、資格確認書のいずれを利用した場合でも対応可能であり、データの登録については、紙の処方箋も対象であるため、医療機関が未導入でも薬局が導入していれば患者の服用薬情報が蓄積されます。現在は院外処方箋のみが対象ですが、院内処方情報も対象になる予定です。

②重複投薬等のチェックや直近の薬剤情報の閲覧が可能

「電子処方箋管理サービス」には、医療機関や薬局が処方・調剤を確定する前に服用中の薬剤との重複や併用禁忌をチェックする機能があります。患者がマイナ保険証を利用し、顔認証付きカードリーダーで薬剤情報の提供に同意した場合は、オンライン資格確認等システムでは確認できない直近1カ月の薬剤情報も閲覧でき、重複投薬等に該当する服用中の薬剤名等がすぐに確認できます。また、患者が健康保険証や資格確認書を利用していたり、マイナ保険証利用患者が顔認証付きカードリーダーで情報提供に同意していない場合でも、チェック機能により重複投薬等の疑いがあるときは、口頭等で同意が得られれば、処方予定の薬剤と重複等の恐れがある服用薬情報に限り、閲覧できるようになっています。

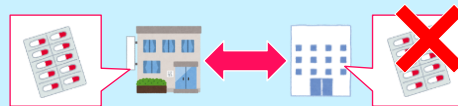
③公立・公的病院では導入が進む見込み

国は2025年3月末までに概ね全ての医療機関と薬局に導入することを目指していますが、目標達成は難しい状況で、2024年11月24日時点の導入率は、病院3%、診療所約8%、薬局約57%にとどまっています。ただ、公立・公的病院では今後導入が進み、2025年3月末までにJOHAS（労働者健康安全機構）とKKR（国家公務員共済組合連合会）は全病院で導入予定となっている他、厚生労働省の所管病院については導入率が5割超となる見込みです。

電子処方箋には、処方箋の電子化による業務負担の軽減等といったメリットがある他、処方・調剤データの蓄積・活用による重複投薬の防止や、情報共有による薬物療法の充実等が期待されていることから、処方への影響も予想されます。

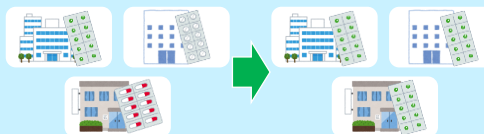
医薬品使用量の減少

チェック機能による重複投薬・併用禁忌の把握
→ 適正使用が進み、医薬品の使用量は減少か



使用医薬品の統一化

他施設の処方情報の閲覧
→ 地域の医療機関で使用医薬品の統一化が進む可能性も



医療機関と薬局の連携強化

電子処方箋による処方意図・調剤情報の円滑な伝達
→ 医療機関と薬局の連携強化も



電子処方箋には、処方箋の電子化による業務負担の軽減等といったメリットがある他、処方・調剤データの蓄積・活用による重複投薬の防止や、情報共有による薬物療法の充実等が期待されていることから、処方への影響も予想されます。

◆ 医薬品使用量の減少

チェック機能により他施設の処方との重複や併用禁忌が把握できるため、処方内容の見直しや削減等、医薬品の適正使用が進み、使用量が減少するかもしれません。

◆ 使用医薬品の統一化

他施設の処方情報の閲覧が容易になることで、地域の医療機関において、使用する医薬品の統一化が進むことも想定されます。

◆ 医療機関と薬局の連携強化

電子処方箋の機能を活用して、医療機関・薬局間で処方意図や調剤情報を円滑に伝達できることから、これまで以上に双方の連携が強化されるかもしれません。

担当施設の先生に、電子処方箋の導入状況や活用によるメリット、患者の利用状況・評価等について伺ってみてはいかがでしょうか。

- ① 電子処方箋の普及に向けた取り組みが進んでいますが、貴院・貴局ではいつごろの導入を予定されていますか（いつごろ導入されましたか）。
- ② 来院患者さんのうち、電子処方箋を希望する患者さんはどのくらいおられますか。また、徐々に増加している印象がありますか。
- ③ 電子処方箋を導入したことによるメリットはどのような点でしょうか。また、デメリットとなっている点があれば教えてください。
- ④ 電子処方箋の導入により診療時間・調剤時間に影響はありましたか。また、それはどのような理由によるものでしょうか。
- ⑤ 電子処方箋により、他施設の処方内容等の閲覧が可能になり、重複投薬等が把握できるようになりましたが、実際に処方変更につながるケースはどの程度あるのでしょうか。
- ⑥ 他施設の処方内容を踏まえて、貴院の処方内容を変更・統一するようなケースはありますか。仮に変更・統一する医薬品がある場合、変更によるメリットがあるのはどのような領域の医薬品でしょうか。

スライドは、研修内容を活用するための質問例です。

担当施設の先生に、電子処方箋の導入状況や活用によるメリット、患者の利用状況・評価等について伺ってみてはいかがでしょうか。